

「配偶者暴力防止等に関する民間団体活動支援事業補助金」募集要項

1 目的

「配偶者暴力防止等に関する民間団体活動支援事業」により配偶者暴力被害者等の支援に携わる団体の活動に要する経費を補助し、民間団体の育成やその活動を支援することを目的としています。

2 補助の対象となる事業者

次の要件を全て満たす団体やグループ

- ①民間の非営利団体（法人格の有無は問わない）であること。
- ②福井県内を活動の本拠地としていること。
- ③提案企画の実施、運営が可能な体制が確保されていること。
- ④宗教活動や政治活動を行っていないこと。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。またはその利益となる活動を行っていないこと。

3 補助対象となる事業の内容

配偶者暴力の防止および被害者の支援に関する次のいずれかの事業を補助対象とします。

①配偶者等暴力被害者支援施設の改修、安全対策、設備の充実に関する事業

（例）・シェルターの改修、安全対策のための入口ドアの強化

・監視カメラ・補助錠等の設置

・シェルターへの冷蔵庫、エアコン、ベッド、カーテン、テレビ、洗濯機など大型備品の整備（2万円以上のもの）

・図書整備（1万円以上購入する場合に限りです）

・機械警備

②民間団体の配偶者暴力防止等に関する人材育成の推進に係る事業

（例）・団体構成メンバーの研修会への派遣

・団体構成メンバーに対する研修会の実施

・マニュアル作成等

③民間団体の配偶者暴力被害者に対する相談体制の整備に係る事業

（例）・相談用電話の整備、相談スペースの整備

④配偶者等暴力被害者支援施設の配偶者暴力被害者の一時保護に係る事業

4 補助対象事業の条件、申請手続き、補助金交付の流れ等

(1) 3の①～③の事業について

①補助対象事業の条件等

ア 実施時期

令和7年2月末までの期間

（ただし3の①の機械警備については令和7年3月末までの期間）

イ 実施場所

福井県内

ウ 補助対象事業数

1 団体・グループにつき 1 事業

エ 補助金額と支払う時期

- ・補助対象事業に要する経費については補助率を3分の2とし、30万円以内を上限とします。ただし、機械警備に要する経費については補助率を10分の10とし、25万円以内を上限とします。
- ・事業完了検査後、団体からの請求書に基づいて支払います。

オ 補助対象経費

事業実施に直接必要となる経費

- ・旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、使用料および賃借料、報償費、手数料、備品購入費、負担金、委託料
- ・事業完了後の実績報告書作成経費を含みます。

○補助対象になる経費

項目	対象経費	具体例
配偶者暴力被害者支援施設の改修、安全対策、設備の充実に関する事業	消耗品費、備品購入費、手数料、修繕費（改修費）、機械警備の委託経費	シェルター改修 防犯機器 備品整備 ・エアコン、テレビなど大型備品 ・児童用玩具で1つの価格が2万円以上のもの ・児童用図書、DVD 1万円以上
民間団体の配偶者暴力防止等に関する人材育成の推進に係る事業	旅費、報償費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、使用料、賃借料、負担金	講師旅費、講師謝礼、原稿料 研修資料・マニュアル印刷代、郵便料 研修会場使用料 メンバーの研修会参加負担金、研修参加旅費
民間団体の配偶者暴力被害者に対する相談体制の整備に係る事業	消耗品、印刷製本費、使用料、賃借料、備品購入費、	消耗品 相談マニュアル印刷代 使用料および賃借料 相談用の備品購入費
実績報告書作成に係る経費	消耗品、使用料、賃借料	用紙代、コピー使用料

○補助対象外経費

団体の管理運営費	事務所等運営のための賃借料、光熱水費、ガソリン代、通信費等 経常的活動に関する経費（文房具等日常使用する消耗品代など） 配偶者等暴力被害者支援施設の単なる修繕に係る経費 （玄関ドアを強化する、窓を防犯性の高いものに変える等の「改修」は対象です）
その他	一切の飲食費

- カ 事業の再委託
事業を他団体に再委託することはできません。

②申請手続き等

- ア 申請書提出期限
予算の上限に達するまで
- イ 申請書類
- ・配偶者暴力防止等民間活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
 - ・補助事業計画書（様式第2号（1））
 - ・収支予算書（様式第3号（1））
 - ・団体に関する調書（様式第4号）
 - ・役員、職員名簿（様式第5号）
 - ・団体目的等についての確認書（様式第6号）
 - ・団体の定款、規約またはこれに代わるもの
 - ・直近1年間の事業報告書および決算書またはこれに代わるもの
- ウ 提出部数 1部
- エ 応募方法 郵送または持参

③補助金交付の流れ

- ア 申請 補助金交付申請書（様式第1号）と添付書類を作成、県に提出
- イ 交付決定 県が書類審査を行い、交付決定を団体に通知
- ウ 事業実施 令和7年2月末日までに事業を完了
（機械警備については令和7年3月末日まで）
※事業内容の変更または中止の場合、事前承認を受けてください
- エ 事業報告 事業完了後30日以内、または令和7年4月10日のいずれか早い時期までに、事業実績および経費の支出について、報告書を提出
- オ 補助金額確定 事業実績および領収書等支出書類を県が審査の上、補助金の交付金額を確定して、団体に通知
- カ 請求 補助金確定の通知に基づいて、補助金を請求
- キ 補助金交付 請求に基づき、県が補助金を交付

(2) 3の④の事業について

①補助対象事業の条件等

- ア 実施時期
令和7年3月末までの期間
- イ 実施場所
福井県内
- ウ 補助金額と支払う時期
- ・配偶者暴力被害者1世帯当たり900円/日で30日分を上限とし、かつ予算の範囲内とします。
 - ・事業完了検査後、団体からの請求書に基づいて支払います。
- エ 補助対象経費
事業実施に直接必要となる経費
- ・家賃、人件費、食糧費、光熱水費、役務費、消耗品費

- オ 事業の再委託
事業を他団体に再委託することはできません。

②申請手続き等

ア 申請書類

- ・配偶者暴力防止等民間活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・補助事業計画書（様式第2号（2））
- ・収支予算書（様式第3号（2））
- ・団体に関する調書（様式第4号）
- ・役員、職員名簿（様式第5号）
- ・団体目的等についての確認書（様式第6号）
- ・団体の定款、規約またはこれに代わるもの
- ・直近1年間の事業報告書および決算書またはこれに代わるもの

イ 提出部数 1部

ウ 応募方法 郵送または持参

③補助金交付の流れ

- ア 申請 補助金交付申請書（様式第1号）と添付書類を作成、県に提出
- イ 交付決定 県が書類審査を行い、交付決定を団体に通知
- ウ 事業実施 令和7年3月末日までに事業を完了
※事業内容の変更または中止の場合、事前承認を受けてください
- エ 事業報告 事業完了後30日以内、または令和7年4月10日のいずれか早い時期までに、事業実績および経費の支出について、報告書を提出
- オ 補助金額確定 事業実績および領収書等支出書類を県が審査の上、補助金の交付金額を確定して、団体に通知
- カ 請求 補助金確定の通知に基づいて、補助金を請求
- キ 補助金交付 請求に基づき、県が補助金を交付

5 その他

- ①提出書類は返還しません。
- ②事業計画書について説明や追加資料の提出を求めることがあります。
- ③収支予算書に記載された費用が、補助対象と認められない場合があります。
- ④業務の実施上知り得た個人情報等について、他人に知らせたり不当な目的に使用したりしないでください。

【問い合わせ先、提出先】

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部児童家庭課

電話：0776-20-0343 FAX：0776-20-0640 Eメール：jidou@pref.fukui.lg.jp

様式第1号

第 号
年 月 日

福井県知事 様

補助事業者 住 所
氏 名
代 表 者

年度配偶者暴力防止等に関する民間活動支援事業補助金交付申請書

年度配偶者暴力防止等に関する民間活動支援事業について補助金の交付を受けた
いので、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）第4条の規定により、
関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 年度配偶者暴力防止等に関する民間活動支援事業
- 2 交付申請額 金 円 (A)
- 3 添付書類
 - (1) 補助事業計画書（第4条（1）または（2）に規定する事業の場合は様式第2号（1））
（第4条（3）に規定する事業の場合は様式第2号（2））
 - (2) 収支予算書（第4条（1）または（2）に規定する事業の場合は様式第3号（1））
（第4条（3）に規定する事業の場合は様式第3号（2））
 - (3) 団体に関する調書（様式第4号）
 - (4) 役員、職員名簿（様式第5号）
 - (5) 団体目的等についての確認書（様式第6号）
 - (6) 団体の定款、規約またはこれに代わるもの
 - (7) 直近1年間の事業報告書および決算書またはこれに代わるもの

補助事業計画書

1 事業名	(具体的な事業名を記載してください)
2 事業の概要	
3 事業の実施時期	年 月 日 ~ 年 月 日
4 事業の目的 および効果	

※ 必要に応じて資料を添付してください。

様式第2号(2)

補助事業計画書

団体名

1 事業の目的

配偶者や親密な間柄にある者等から暴力を受けている被害者の一時保護

2 実施主体

(1) 名 称

(2) 住 所

(3) 代 表 者

3 施設等

(1) 所 在 地

(2) 形 態

(アパート、一戸建て等)

(3) 部屋数・広さ

(4) 定 員

(5) ス タ ッ フ

	名前	在籍年数	業務時間	資格等
1				
2				
3				
4				

※入所時には、「入所状況報告書(様式第7号)」により県に報告すること。

収支予算書

収 入	項目	予算額 (円)	内訳
	自己資金		
	県補助金		
	事業費計		

支 出	項目	予算額 (円)	内訳
	1 謝金		
	2 旅費		
	3 庁費 (消耗品費、印刷製本 費、使用料および賃 借料、通信運搬費 手数料、負担金など)		
	4 備品購入費		
	5 修繕費(改修費)		
	補助対象の額① (1+2+3+4+5)		
	補助対象外額②		
	事業費計 (①+②)		

年 月 日 上記のとおり相違ないことを証します

住 所

氏 名

代表者

収支予算書

	項目	予算額 (円)	内訳
収入	利用料金		
	県補助金		
	計		

	項目	予算額 (円)	内訳 (1ヶ月)
支出	家賃		
	人件費		
	食糧費		
	光熱水費		
	役務費		
	消耗品費		
	計		

年 月 日 上記のとおり相違ないことを証します

住 所

氏 名

代表者

団体に関する調書

団体名			
団体の所在地			
代表者	氏名		
	住所	〒	
設立年月日		年	月 日
団体の目的			
会員数		会員数 名（うち常勤職員 名）	
主な活動地域			
これまでの 主な活動内容			
団体の財政規模 （支出ベース）		前年度決算	円
		今年度予算	円
機関紙の発行		有	機関誌名（ ） 発行期間（定期 回／年、不定期） 無
担当者 連絡先	氏名		
	住所		
	電話		
	Eメール		
他団体等（福井県含 む）からの資金補助 および委託の実績 （過去1年間）			
備考			

年 月 日

団体の目的等についての確認書

団体名

代表者名

当該団体は、下記のいずれの事項にも該当することを確認しました。

記

- 1 宗教や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- 2 特定の公職者（候補者を含む）、または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- 3 暴力団でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

(注) 本確認書の内容と違う実態がある場合には、すでに支払った補助金を返還していただくことがあります。

補助金申請書類の記載要領

1 様式第2号 補助事業計画書

- ・ 事業内容、実施方法等を具体的かつ詳細に記入してください。
- ・ 実施日時がはっきりしない場合「上、中、下旬」で構いません。

2 様式第3号 収支予算書

- ・ 経費の積算内訳をわかるように記入してください。
- ・ 団体全体の収支でなく本補助金に関する経費のみを記入してください。

3 様式第4号 団体に関する調書

- ・ 団体所在地：書類はこの住所の代表者あてに送付します。
- ・ 設立年月日：任意団体が特定非営利活動法人化した場合は、任意団体歴も含める。
- ・ 連絡先：事業内容を把握しており、連絡の取れる方を記入してください。確実な電話番号（携帯番号、職場の番号等）を記入してください。職場の場合は、職場名も明記してください。

4 様式第5号 役員、職員名簿

全員でなく補助事業に関わる方のみ記入してください。

5 様式第6号 団体目的等についての確認書

下記の全てに該当することを代表者の責任により確認したうえで提出してください。

- ・ 宗教や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- ・ 特定の公職者（候補者を含む）、または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- ・ 暴力団でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

☆ 以下の書類は、様式は自由です。

6 団体の定款、規約またはこれに代わるもの

団体の組織活動の根本原則を記載した書類です。

7 直近1年間の事業報告書および決算書またはこれに代わるもの

※ 直近1年間とは、申請時点までの1年間または直近の決算期時点での過去1年間のどちらでも構いません。